

内閣府、総務省、法務省、

○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第三号
経済産業省、国土交通省

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(顧客等の本人特定事項の確認方法)</p> <p>第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 自然人である顧客等(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか</p> <p>「イ」ワ 略</p> <p>カ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)に限り、当該顧客等に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年法 務 省令第二号)第五条</p> <p style="text-align: center;">総 務 省 経済産業省</p> <p>第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。</p> <p>。及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(顧客等の本人特定事項の確認方法)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ワ 同上</p> <p>カ 当該顧客等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)に限り、当該顧客等に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年法 務 省令第二号)第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電</p> <p style="text-align: center;">総 務 省 経済産業省</p>

<p>一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「2～4 略」</p>	<p>子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「2～4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。